

事務連絡  
令和7年3月18日

改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議  
関係団体 御中

国土交通省住宅局  
建築指導課  
参事官(建築企画担当)付

改正建築物省エネ法・建築基準法の施行に係る積極的な周知のお願い

平素より住宅・建築行政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

かねてより円滑施行に向けて御協力をいただいておりますが、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「改正法」という。）が令和7年4月1日に施行されます。

これに伴い、別添のとおり各都道府県に対して技術的助言を発出していますので、お知らせいたします。

貴団体におかれましては、貴団体所属の会員等をはじめ、建築主、設計者及び工事施工者の方々に対し、改正法への適切な御対応について、積極的に御周知いただくようお願いいたします。